

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則新旧対照表

改正	現行	備考
<p>(一般廃棄物処理施設の設置許可申請書等)</p> <p>第二条 省令第三条第一項の申請書は、別記様式第一号によるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 省令第四条の四第一項の申請書は、別記様式第三号によるものとする。</p> <p><del>4 省令第四条の四の二の申請書は、別記様式第四号によるものとする。</del></p> <p><del>5 知事は、法第八条の二の二第一項の規定による検査を行ったときは、別記様式第五号による検査の結果を通知する書面を交付しなければならない。</del></p> <p>6 省令第四条の十七の報告書は、<u>別記様式第六号</u>によるものとする。</p> <p>7 省令第五条の三第二項の申請書は、<u>別記様式第七号</u>によるものとする。</p> <p>8 省令第五条の四の二第二項及び省令第五条の九の二第二項の届出書は、<u>別記様式第八号</u>によるものとする。</p> <p>9 省令第五条の五第一項及び省令第五条の十第二項の届出書は、<u>別記様式第九号</u>によるものとする。</p> <p>10 省令第五条の五の二第二項 <del>(省令第五条の五の四において準</del></p>	<p>(一般廃棄物処理施設の設置許可申請書等)</p> <p>第二条 省令第三条第一項の申請書は、別記様式第一号によるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 省令第四条の四第一項の申請書は、別記様式第三号によるものとする。</p> <p>4 省令第四条の十七の報告書は、<u>別記様式第四号</u>によるものとする。</p> <p>5 省令第五条の三第二項の申請書は、<u>別記様式第五号</u>によるものとする。</p> <p>6 省令第五条の四の二第二項及び省令第五条の九の二第二項の届出書は、<u>別記様式第六号</u>によるものとする。</p> <p>7 省令第五条の五第一項及び省令第五条の十第二項の届出書は、<u>別記様式第七号</u>によるものとする。</p> <p>8 省令第五条の五の二第二項及び省令第五条の十の二第二項の</p>	

改正	現行	備考
<p><del>用する場合を含む。</del>）及び省令第五条の十の二第二項の申請書は、<del>別記様式第十号</del>によるものとする。</p> <p><del>11 省令第五条の五の三、省令第十号の十の三、省令第十条の二十四及び省令第十二条の十一の三の届出書は、別記様式第十一号によるものとする。</del></p> <p><del>12 省令第五条の五の五第一項の申請書は、別記様式第十二号によるものとする。</del></p> <p><del>13 知事は、法第九条の二の四第一項の規定により熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定をしたときは、別記様式第十三号による認定証を交付しなければならない。</del></p> <p><del>14 省令第五条の五の十第一項の届出書は、別記様式第十四号によるものとする。</del></p> <p><del>15 省令第五条の五の十一第一項の報告書は、別記様式第十五号によるものとする。</del></p> <p><del>16 法第九条の三第二項の規定による届出は、別記様式第十六号による届出書によるものとする。</del></p> <p><del>17 省令第五条の八第一項の届出書は、別記様式第十七号によるものとする。</del></p> <p><del>18 省令第五条の十一第一項の申請書は、別記様式第十八号によるものとする。</del></p> <p><del>19 省令第五条の十二第一項の申請書は、別記様式第十九号によるものとする。</del></p>	<p>申請書は、<del>別記様式第八号</del>によるものとする。</p> <p>9 省令第五条の五の三、<del>省令第十号の十の二</del>、省令第十条の二十四及び省令第十二条の十一の三の届出書は、<del>別記様式第九号</del>によるものとする。</p> <p>10 法第九条の三第一項の規定による届出は、<del>別記様式第十号</del>による届出書によるものとする。</p> <p>11 省令第五条の八第一項の届出書は、<del>別記様式第十一号</del>によるものとする。</p> <p>12 省令第五条の十一第一項の申請書は、<del>別記様式第十二号</del>によるものとする。</p> <p>13 省令第五条の十二第一項の申請書は、<del>別記様式第十三号</del>によるものとする。</p>	

改正	現行	備考
<p>るものとする。</p> <p>20 省令第六条第一項の届出書は、<u>別記様式第二十号</u>によるものとする。</p> <p>21 <u>省令第十二条の七の七第二項</u>の届出書は、<u>別記様式第二十一号</u>によるものとする。</p> <p>22 <u>省令第十二条の七の七第四項</u>の受理書は、<u>別記様式第二十一号</u>によるものとする。</p> <p>23 <u>省令第十二条の七の七第五項</u>の規定による届出は、<u>別記様式第二十三号</u>による届出書によるものとする。</p> <p>24 法第八条第一項の許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき又は許可証を破り、汚し、若しくは失つたときは、速やかに知事に許可証の書換え交付又は再交付を申請しなければならない。</p> <p>25 前項の規定による申請は、<u>別記様式第二十四号</u>による申請書によるものとする。</p> <p>26 前項の申請書には、許可証を失つた場合を除くほか、申請者が既に交付を受けている許可証及び当該申請に係る変更事項を明らかにする書類を添付しなければならない。</p> <p>27 <u>法第九条の二の四第一項</u>の認定を受けた者は、<u>認定証の記載事項に変更が生じたとき又は認定証を破り、汚し、若しくは失つたときは、速やかに知事に認定証の書換え交付又は再交付を申請</u></p>	<p>るものとする。</p> <p>14 省令第六条第一項の届出書は、<u>別記様式第十四号</u>によるものとする。</p> <p>15 <u>省令第十二条の七の七第二項</u>の届出書は、<u>別記様式第十五号</u>によるものとする。</p> <p>16 <u>省令第十二条の七の七第四項</u>の受理書は、<u>別記様式第十六号</u>によるものとする。</p> <p>17 <u>省令第十二条の七の七第五項</u>の規定による届出は、<u>別記様式第十七号</u>による届出書によるものとする。</p> <p>18 法第八条第一項の許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき又は許可証を破り、汚し、若しくは失つたときは、速やかに知事に許可証の書換え交付又は再交付を申請しなければならない。</p> <p>19 前項の規定による申請は、<u>別記様式第十八号</u>による申請書によるものとする。</p> <p>20 前項の申請書には、許可証を失つた場合を除くほか、申請者が既に交付を受けている許可証及び当該申請に係る変更事項を明らかにする書類を添付しなければならない。</p>	

改正	現行	備考
<p><del>しなければならない。</del></p> <p><del>28 前項の規定による申請は、別記様式第二十五号による申請書によるものとする。</del></p> <p><del>29 前項の申請書には、認定証を失った場合を除くほか、申請者が既に交付を受けている認定証を添付しなければならない。</del></p> <p>(一般廃棄物処理施設設置許可証の返納)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(一般廃棄物熱回収施設設置者認定証の返納)</p> <p><del>第三条の二 法第九条の二の四第一項の認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に認定証を返納しなければならない。</del></p> <p><del>一 認定証の再交付を受けた者が、失った認定証を発見したとき。</del></p> <p><del>二 熱回収を行わなくなったとき。</del></p> <p><del>三 当該施設を廃止したとき。</del></p> <p><del>四 認定を取り消されたとき。</del></p> <p>(一般廃棄物処理施設の設置許可申請書等の縦覧場所)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(多量排出事業者の産業廃棄物処理計画等の縦覧場所)</p> <p>第四条の二 <del>法第十二条第十一項又は法第十二条の二第十二項の規定による公表は、それぞれ法第十二条第九項に規定する多量</del></p>	<p>(一般廃棄物処理施設設置許可証の返納)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(一般廃棄物処理施設の設置許可申請書等の縦覧場所)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(多量排出事業者の産業廃棄物処理計画等の縦覧場所)</p> <p>第四条の二 <del>法第十二条第九項又は法第十二条の二第十項の規定による公表は、それぞれ法第十二条第七項に規定する多量の産</del></p>	

改正	現行	備考
<p>の産業廃棄物を生じる事業場又は法第十二条の二第十項に規定する多量の特別管理産業廃棄物を生じる事業場(以下「多量排出事業場」という。)の所在地を所管する厚生環境事務所(当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所)において行うものとする。</p> <p>(産業廃棄物処理業等の変更の届出に係る添付書類)</p> <p>第四条の三 (略)</p> <p>(産業廃棄物処理業の許可証の書換え交付及び再交付)</p> <p>第五条 法第十四条第一項及び第六項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者」という。)は、省令第十条の十の二の規定により書換えを受けるとき又は許可証を破り、汚し、若しくは失ったときは、速やかに知事に許可証の書換え交付又は再交付を申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、別記様式第二十六号による申請書によるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別管理産業廃棄物処理業の許可証の書換え交付及び再交付)</p> <p>第六条 法第十四条の四第一項及び第六項の許可を受けた者(以下「特別管理産業廃棄物処理業者」という。)は、省令第十条の二十三の二の規定により書換えを受けるとき又は許可証を破り、汚し、若しくは失ったときは、速やかに知事に許可証の書</p>	<p>業廃棄物を生じる事業場又は法第十二条の二第八項に規定する多量の特別管理産業廃棄物を生じる事業場(以下「多量排出事業場」という。)の所在地を所管する厚生環境事務所(当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は、当該支所)において行うものとする。</p> <p>(産業廃棄物処理業等の変更の届出に係る添付書類)</p> <p>第四条の三 (略)</p> <p>(産業廃棄物処理業の許可証の書換え交付及び再交付)</p> <p>第五条 法第十四条第一項及び第六項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者」という。)は、許可証の記載事項に変更が生じたとき又は許可証を破り、汚し、若しくは失ったときは、速やかに知事に許可証の書換え交付又は再交付を申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、別記様式第十九号による申請書によるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別管理産業廃棄物処理業の許可証の書換え交付及び再交付)</p> <p>第六条 法第十四条の四第一項及び第六項の許可を受けた者(以下「特別管理産業廃棄物処理業者」という。)は、許可証の記載事項に変更が生じたとき又は許可証を破り、汚し、若しくは失ったときは、速やかに知事に許可証の書換え交付又は再交付を申</p>	

改正	現行	備考
<p>換え交付又は再交付を申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、<u>別記様式第二十六号</u>による申請書によるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(産業廃棄物処理施設の設置許可申請書等の縦覧場所)</p> <p>第七条 法第十五条第四項(法<u>第十五条の二の六第二項</u>において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による法第十五条第二項及び第三項の書類の縦覧は、次に掲げる場所において行うものとする。</p> <p>(産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可証の返納)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>(産業廃棄物の再生利用業の一般指定)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>(産業廃棄物の再生利用業の個別指定)</p> <p>第十条 前条に定める場合のほか、産業廃棄物を再生利用する目的で、当該産業廃棄物を排出する事業者から無償で引き取り、そのみの収集若しくは運搬(以下これらを「再生輸送」という。)又は処分(以下「再生活用」という。)を業として行おうとする者は、<u>別記様式第二十七号</u>による申請書を知事に提出し、</p>	<p>請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、<u>別記様式第十九号</u>による申請書によるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(産業廃棄物処理施設の設置許可申請書等の縦覧場所)</p> <p>第七条 法第十五条第四項(法<u>第十五条の二の五第二項</u>において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による法第十五条第二項及び第三項の書類の縦覧は、次に掲げる場所において行うものとする。</p> <p>(産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可証の返納)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>(産業廃棄物の再生利用業の一般指定)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>(産業廃棄物の再生利用業の個別指定)</p> <p>第十条 前条に定める場合のほか、産業廃棄物を再生利用する目的で、当該産業廃棄物を排出する事業者から無償で引き取り、そのみの収集若しくは運搬(以下これらを「再生輸送」という。)又は処分(以下「再生活用」という。)を業として行おうとする者は、<u>別記様式第二十号</u>による申請書を知事に提出し、省</p>	

改正	現行	備考
<p>省令第九条第二号又は第十条の三第二号の規定による再生利用業の個別の指定(以下「再生利用業個別指定」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の再生利用業個別指定を受けた者(以下「再生利用個別指定業者」という。)は、その産業廃棄物の再生輸送又は再生活用の事業の範囲を変更しようとするときは、<b>別記様式第二十八別</b>による申請書を知事に提出し、変更の指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(再生利用業個別指定証)</p> <p>第十一条 知事は、再生利用業個別指定をしたときは、<b>別記様式第二十九号</b>による再生利用業個別指定証(以下「指定証」という。)を交付するものとする。</p> <p>(再生利用業個別指定に係る変更の届出)</p> <p>第十二条 再生利用個別指定業者は、再生利用業個別指定に係る次に掲げる事項を変更したときは、当該変更の日から十日以内に<b>別記様式第三十号</b>による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>令第九条第二号又は第十条の三第二号の規定による再生利用業の個別の指定(以下「再生利用業個別指定」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の再生利用業個別指定を受けた者(以下「再生利用個別指定業者」という。)は、その産業廃棄物の再生輸送又は再生活用の事業の範囲を変更しようとするときは、<b>別記様式第二十一別</b>による申請書を知事に提出し、変更の指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(再生利用業個別指定証)</p> <p>第十一条 知事は、再生利用業個別指定をしたときは、<b>別記様式第二十二号</b>による再生利用業個別指定証(以下「指定証」という。)を交付するものとする。</p> <p>(再生利用業個別指定に係る変更の届出)</p> <p>第十二条 再生利用個別指定業者は、再生利用業個別指定に係る次に掲げる事項を変更したときは、当該変更の日から十日以内に<b>別記様式第二十三号</b>による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	

改正	現行	備考
<p>(再生利用業個別指定に係る廃止の届出)</p> <p>第十三条 再生利用業個別指定業者は、その産業廃棄物の再生輸送又は再生活用の事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から十日以内に別記様式第三十一号による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(再生利用業個別指定証の書換え交付及び再交付)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請は、別記様式第三十二号による申請書によるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(再生利用業個別指定証の返納)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>(産業廃棄物処理施設設置の許可証の書換え交付及び再交付)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請は、別記様式第二十四号による申請書によるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(産業廃棄物処理施設設置の許可証の返納)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p><del>(産業廃棄物熱回収施設設置者認定証の書換え交付及び再交付)</del></p>	<p>(再生利用業個別指定に係る廃止の届出)</p> <p>第十三条 再生利用業個別指定業者は、その産業廃棄物の再生輸送又は再生活用の事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から十日以内に別記様式第二十四号による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(再生利用業個別指定証の書換え交付及び再交付)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請は、別記様式第二十五号による申請書によるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(再生利用業個別指定証の返納)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>(産業廃棄物処理施設設置の許可証の書換え交付及び再交付)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請は、別記様式第十八号による申請書によるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(産業廃棄物処理施設設置の許可証の返納)</p> <p>第十七条 (略)</p>	



改 正	現 行	備 考
<p><del>第十七条の二 法第十五条の三の三第一項の認定を受けた者は、認定証の記載事項に変更が生じたとき又は認定証を破り、汚し、若しくは失ったときは、速やかに知事に認定証の書換え交付又は再交付を申請しなければならない。</del></p> <p><del>2 前項の規定による申請は、別記様式第二十五号による申請書によるものとする。</del></p> <p><del>3 前項の申請書には、認定証を失った場合を除くほか、申請者が既に交付を受けている認定証を添付しなければならない。</del></p> <p><del>(産業廃棄物熱回収施設設置者認定証の返納)</del></p> <p><del>第十七条の三 法第十五条の三の三第一項の認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に認定証を返納しなければならない。</del></p> <p><del>一 認定証の再交付を受けた者が、失った認定証を発見したとき。</del></p> <p><del>二 熱回収を行わなくなったとき。</del></p> <p><del>三 当該施設を廃止したとき。</del></p> <p><del>四 認定を取り消されたとき。</del></p> <p><del>(最終処分場の台帳の帳簿)</del></p> <p>第十八条 省令第十五条の八第一項の規定による埋立処分の終了の届出に係る一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場の台帳の帳簿は、<u>別記様式第三十三号</u>によるものとする。</p>	<p>(最終処分場の台帳の帳簿)</p> <p>第十八条 省令第十五条の八第一項の規定による埋立処分の終了の届出に係る一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場の台帳の帳簿は、<u>別記様式第二十六号</u>によるものとする。</p>	

改正	現行	備考
<p>(最終処分場の台帳の閲覧)</p> <p>第十九条 法第十九条の十一第三項の規定による最終処分場の台帳の閲覧の請求書は、<u>別記様式第三十四号</u>によるものとする。</p> <p>(廃棄物再生事業者の登録の申請)</p> <p>第二十条 政令第十七条第一項の規定による申請書は、<u>別記様式第三十五号</u>によるものとする。</p> <p>(廃棄物再生事業者の登録証明書)</p> <p>第二十一条 政令第十九条の規定により交付する廃棄物再生事業者の登録証明書は、<u>別記様式第三十六号</u>によるものとする。</p> <p>(廃棄物再生事業者の変更の届出)</p> <p>第二十二条 政令第二十条の規定による届出は、<u>別記様式第三十七号</u>によるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(廃棄物再生事業場の休廃止等の届出)</p> <p>第二十三条 政令第二十一条の規定による事業場を廃止し、休止し、又は再開した場合の届出は、<u>別記様式第三十八号</u>によるものとする。</p> <p>(登録廃棄物再生事業者の登録証明書の書換え交付及び再交付)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(最終処分場の台帳の閲覧)</p> <p>第十九条 法第十九条の十一第三項の規定による最終処分場の台帳の閲覧の請求書は、<u>別記様式第二十七号</u>によるものとする。</p> <p>(廃棄物再生事業者の登録の申請)</p> <p>第二十条 政令第十七条第一項の規定による申請書は、<u>別記様式第二十八号</u>によるものとする。</p> <p>(廃棄物再生事業者の登録証明書)</p> <p>第二十一条 政令第十九条の規定により交付する廃棄物再生事業者の登録証明書は、<u>別記様式第二十九号</u>によるものとする。</p> <p>(廃棄物再生事業者の変更の届出)</p> <p>第二十二条 政令第二十条の規定による届出は、<u>別記様式第三十号</u>によるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(廃棄物再生事業場の休廃止等の届出)</p> <p>第二十三条 政令第二十一条の規定による事業場を廃止し、休止し、又は再開した場合の届出は、<u>別記様式第三十一号</u>によるものとする。</p> <p>(登録廃棄物再生事業者の登録証明書の書換え交付及び再交付)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	

改 正	現 行	備 考
<p>3 前二項の規定による申請は、<del>別記様式第三十九号</del>による申請書によるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(登録廃棄物再生事業者の登録証明書の返納)</p> <p>第二十五条 (略)</p> <p>(書類の提出部数等)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p><b>附 則</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><del>1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。</del></p> <p><del>(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正に伴う経過措置)</del></p> <p><del>2 この規則の施行の際、改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。</del></p> <p>別表第一 (略)</p> <p>別表第二(第二十六条関係)</p>	<p>3 前二項の規定による申請は、<del>別記様式第三十二号</del>による申請書によるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(登録廃棄物再生事業者の登録証明書の返納)</p> <p>第二十五条 (略)</p> <p>(書類の提出部数等)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>別表第一 (略)</p> <p>別表第二(第二十六条関係)</p>	



改正	現行	備考				
<table border="1"><tr><td data-bbox="152 553 443 1327"><p>施設変更届出書(別記様式第十七号)</p><p>施設設置届出書(別記様式第十六号)</p><p>収施設(一般廃棄物熱回収)届出書(別記様式第十四号)</p><p>届出書格要件に係る(別記様式第十一号)</p><p>申請書(別記様式第十号)</p><p>分場最終一般廃棄物(別記様式第九号)</p><p>分場出書(別記様式第八号)</p><p>施設(一般廃棄物処理)書(別記様式第八号)</p><p>施設(一般廃棄物処理)書(別記様式第八号)</p><p>施設(一般廃棄物処理)書(別記様式第八号)</p><p>施設(一般廃棄物処理)書(別記様式第八号)</p></td><td data-bbox="443 553 1021 1327"><p>二部</p></td></tr></table>	<p>施設変更届出書(別記様式第十七号)</p> <p>施設設置届出書(別記様式第十六号)</p> <p>収施設(一般廃棄物熱回収)届出書(別記様式第十四号)</p> <p>届出書格要件に係る(別記様式第十一号)</p> <p>申請書(別記様式第十号)</p> <p>分場最終一般廃棄物(別記様式第九号)</p> <p>分場出書(別記様式第八号)</p> <p>施設(一般廃棄物処理)書(別記様式第八号)</p> <p>施設(一般廃棄物処理)書(別記様式第八号)</p> <p>施設(一般廃棄物処理)書(別記様式第八号)</p> <p>施設(一般廃棄物処理)書(別記様式第八号)</p>	<p>二部</p>	<table border="1"><tr><td data-bbox="1021 553 1346 1327"><p>施設変更届出書(別記様式第十一号)</p><p>施設設置届出書(別記様式第十号)</p><p>届出書格要件に係る(別記様式第九号)</p><p>申請書(別記様式第八号)</p><p>分場最終一般廃棄物(別記様式第七号)</p><p>分場出書(別記様式第六号)</p><p>施設(一般廃棄物処理)書(別記様式第六号)</p><p>施設(一般廃棄物処理)書(別記様式第六号)</p><p>施設(一般廃棄物処理)書(別記様式第六号)</p><p>施設(一般廃棄物処理)書(別記様式第六号)</p></td><td data-bbox="1346 553 1890 1327"><p>二部</p></td></tr></table>	<p>施設変更届出書(別記様式第十一号)</p> <p>施設設置届出書(別記様式第十号)</p> <p>届出書格要件に係る(別記様式第九号)</p> <p>申請書(別記様式第八号)</p> <p>分場最終一般廃棄物(別記様式第七号)</p> <p>分場出書(別記様式第六号)</p> <p>施設(一般廃棄物処理)書(別記様式第六号)</p> <p>施設(一般廃棄物処理)書(別記様式第六号)</p> <p>施設(一般廃棄物処理)書(別記様式第六号)</p> <p>施設(一般廃棄物処理)書(別記様式第六号)</p>	<p>二部</p>	<p>備考</p>
<p>施設変更届出書(別記様式第十七号)</p> <p>施設設置届出書(別記様式第十六号)</p> <p>収施設(一般廃棄物熱回収)届出書(別記様式第十四号)</p> <p>届出書格要件に係る(別記様式第十一号)</p> <p>申請書(別記様式第十号)</p> <p>分場最終一般廃棄物(別記様式第九号)</p> <p>分場出書(別記様式第八号)</p> <p>施設(一般廃棄物処理)書(別記様式第八号)</p> <p>施設(一般廃棄物処理)書(別記様式第八号)</p> <p>施設(一般廃棄物処理)書(別記様式第八号)</p> <p>施設(一般廃棄物処理)書(別記様式第八号)</p>	<p>二部</p>					
<p>施設変更届出書(別記様式第十一号)</p> <p>施設設置届出書(別記様式第十号)</p> <p>届出書格要件に係る(別記様式第九号)</p> <p>申請書(別記様式第八号)</p> <p>分場最終一般廃棄物(別記様式第七号)</p> <p>分場出書(別記様式第六号)</p> <p>施設(一般廃棄物処理)書(別記様式第六号)</p> <p>施設(一般廃棄物処理)書(別記様式第六号)</p> <p>施設(一般廃棄物処理)書(別記様式第六号)</p> <p>施設(一般廃棄物処理)書(別記様式第六号)</p>	<p>二部</p>					



改正	現行	備考
<p>施設産業廃棄物処理の請書(省令第十二条の四)</p> <p><del>施設産業廃棄物処理施設定期検査申請書(省令第十二条の五の二)</del></p> <p>最終処分場状況等報告書(省令第十二条の七の十五)</p> <p><del>燃回収施設設置者認定申請書(省令第十二条の十一の五)</del></p> <p><del>燃回収報告書(省令第十二条の十一の十二)</del></p> <p><del>施設譲受け・借受け許可申請書(省令第十二条の十一の十三)</del></p> <p>合併・分割認可申請書(省令第十二条の十一の十三)</p> <p>一部</p>	<p>施設産業廃棄物処理の請書(省令第十二条の四)</p> <p>最終処分場状況等報告書(省令第十二条の七の五)</p> <p><del>施設譲受け許可申請書(省令第十二条の十一の四)</del></p> <p>合併・分割認可申請書(省令第十二条の十一の五)</p> <p>一部</p>	<p>備考</p>

	改 正		現 行	備 考
	<p>令施設業廃棄物処理 令第二十九条の十三(省令第二十三条の三十九)</p> <p>更)届出書(省令第十二条の三十五、省令第十三条の三十九及び省令第十八条の三十九)</p> <p>止)熱回収施設(廃棄物処理) 令第二十三条の十一(省令第二十条の十一)</p> <p>の請処 書省令第二十一条の二</p> <p>業 業分場廃棄物最終</p> <p>第分終 業了分場出書立 業分場出書立</p> <p>の出施 書省令第十二条</p>	<p>令施設業廃棄物処理 令第二十九条の十三(省令第二十三条の三十九)</p> <p>更)届出書(省令第十二条の三十五、省令第十三条の三十九及び省令第十八条の三十九)</p> <p>止)熱回収施設(廃棄物処理) 令第二十三条の十一(省令第二十条の十一)</p> <p>の請処 書省令第二十一条の二</p> <p>業 業分場廃棄物最終</p> <p>第分終 業了分場出書立 業分場出書立</p> <p>の出施 書省令第十二条</p>	<p>令施設業廃棄物処理 令第二十九条の十三(省令第二十三条の三十九)</p> <p>更)届出書(省令第十二条の三十五、省令第十三条の三十九及び省令第十八条の三十九)</p> <p>止)熱回収施設(廃棄物処理) 令第二十三条の十一(省令第二十条の十一)</p> <p>の請処 書省令第二十一条の二</p> <p>業 業分場廃棄物最終</p> <p>第分終 業了分場出書立 業分場出書立</p> <p>の出施 書省令第十二条</p>	
<p>令施設業廃棄物処理 令第二十九条の十三(省令第二十三条の三十九)</p> <p>更)届出書(省令第十二条の三十五、省令第十三条の三十九及び省令第十八条の三十九)</p> <p>止)熱回収施設(廃棄物処理) 令第二十三条の十一(省令第二十条の十一)</p> <p>の請処 書省令第二十一条の二</p> <p>業 業分場廃棄物最終</p> <p>第分終 業了分場出書立 業分場出書立</p> <p>の出施 書省令第十二条</p>	<p>一部</p>	<p>令施設業廃棄物処理 令第二十九条の十三(省令第二十三条の三十九)</p> <p>更)届出書(省令第十二条の三十五、省令第十三条の三十九及び省令第十八条の三十九)</p> <p>止)熱回収施設(廃棄物処理) 令第二十三条の十一(省令第二十条の十一)</p> <p>の請処 書省令第二十一条の二</p> <p>業 業分場廃棄物最終</p> <p>第分終 業了分場出書立 業分場出書立</p> <p>の出施 書省令第十二条</p>	<p>令施設業廃棄物処理 令第二十九条の十三(省令第二十三条の三十九)</p> <p>更)届出書(省令第十二条の三十五、省令第十三条の三十九及び省令第十八条の三十九)</p> <p>止)熱回収施設(廃棄物処理) 令第二十三条の十一(省令第二十条の十一)</p> <p>の請処 書省令第二十一条の二</p> <p>業 業分場廃棄物最終</p> <p>第分終 業了分場出書立 業分場出書立</p> <p>の出施 書省令第十二条</p>	<p>一部</p>







改正			現行			備考
<p>更届出書(省令第十 条の二十三)</p> <p><del>産業・特別管理産業廃 棄物処理業許可証換 え・再交付申請書(別 記様式第二十 六号)</del></p> <p><del>再生利用業個別 指定申請書(別記様 式第二十七号)</del></p> <p><del>再生利用業個別 指定事業(範囲)の変 更申請書(別記様式 第二十八号)</del></p> <p><del>再生利用業個別 指定証書換え・再交 付申請書(別記様式 第三十二号)</del></p>	一部		<p>更届出書(省令第十 条の二十三)</p> <p><del>産業・特別管理産業 廃棄物処理業許可証 換え・再交付申請書 (別記様式第十九号)</del></p> <p><del>特別管理産業廃 棄物処理業許可証換 え・再交付申請書(別 記様式第十九号)</del></p> <p><del>再生利用業個別 指定申請書(別記様 式第二十七号)</del></p> <p><del>再生利用業個別 指定事業(範囲)の変 更申請書(別記様式 第二十八号)</del></p> <p><del>再生利用業個別 指定証書換え・再交 付申請書(別記様式 第二十五号)</del></p>	一部		
<p>再生利用業個別 指定変更届出書(別 記様式第三十号)</p> <p>再生利用業個別 指定廃止届出書(別 記様式第三十一号)</p>	二部		<p>再生利用業個別 指定変更届出書(別 記様式第二十三号)</p> <p>再生利用業個別 指定廃止届出書(別 記様式第二十四号)</p>	二部		
<p>者登録申請書(別記 様式第一号)</p> <p>一 知事に提出す る場合は、一部</p> <p>在 地を所管する厚 所</p>	一		<p>者登録申請書(別記 様式第一号)</p> <p>一 知事に提出す る場合は、一部</p> <p>在 地を所管する厚 所</p>	一		

<p>八 状況の特別管理産業廃棄物の処理計画の実施状況報告書（省令第八条の十七の二）</p> <p>令第八條の十七の二の特別管理産業廃棄物の多量排出事業者の計画の多量排出事業者の計の産業廃棄物処理の四書（省令第八條の四の六）の書（省令第八條の四）の多量排出事業者の計の産業廃棄物処理の多量排出事業者の計の産業廃棄物処理の多量排出事業者</p>	<p>一部</p>	<p>支所）</p> <p>支所であるときは、当該支所を当該支所の担当区域とする。</p>	<p>号)</p> <p>え・再交付申請書</p> <p>者・登録証明書書換え</p> <p>届出書（別記様式第三十八号）</p> <p>届出書（別記様式第三十七号）</p> <p>届出書（別記様式第三十七号）</p> <p>届出書（別記様式第三十五号）</p>	<p>改 正</p>
<p>八 状況の特別管理産業廃棄物の処理計画の実施状況報告書（省令第八条の十七の二）</p> <p>令第八條の十七の二の特別管理産業廃棄物の多量排出事業者の計画の多量排出事業者の計の産業廃棄物処理の四書（省令第八條の四の六）の書（省令第八條の四）の多量排出事業者の計の産業廃棄物処理の多量排出事業者の計の産業廃棄物処理の多量排出事業者</p>	<p>一部</p>	<p>支所）</p> <p>支所であるときは、当該支所を当該支所の担当区域とする。</p>	<p>号)</p> <p>え・再交付申請書</p> <p>者・登録証明書書換え</p> <p>届出書（別記様式第三十一号）</p> <p>届出書（別記様式第三十号）</p> <p>届出書（別記様式第三十号）</p> <p>届出書（別記様式第二十八号）</p>	<p>現 行</p>
			<p>備考</p>	

様式第4号(第2条関係)

<u>一般廃棄物処理施設定期検査申請書</u> 平成 年 月 日	
広島県知事 様	
申請者 住所 氏名	
<small>(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</small>	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項 の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいの で申請します。	
一般廃棄物処理施設の設置 場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

様式第5号(第2条関係)

<u>一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書</u> 平成 年 月 日	
住所 氏名	
<small>(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</small>	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。

厚生環境事務所長 印

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第号
定期検査の結果	
次の検査期限	年 月 日
※事務処理欄	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

様式第6号(第2条関係)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書( 年度) 平成 年 月 日
広島県知事様
報告者 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号
年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について

様式第4号(第2条関係)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書( 年度) 平成 年 月 日
広島県知事様
報告者 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号
年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について

て、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。	
許可の年月日及び許可番号	第 年 月 日 号
設置の場所	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立処分終了予定年月日	年 月 日
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
当該年度の4月1日から9月30日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	
※事務処理欄	
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基	

て、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。	
許可の年月日及び許可番号	第 年 月 日 号
設置の場所	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立処分終了予定年月日	年 月 日
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
当該年度の4月1日から9月30日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	
※事務処理欄	
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基	

づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号口の規定により測定したものを記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

様式第7号(第2条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書 平成 年 月 日 広島県知事様	
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日	年 月 日
許可番号	第 号
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類 (当該一般廃

づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号口の規定により測定したものを記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

様式第5号(第2条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書 平成 年 月 日 広島県知事様	
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日	年 月 日
許可番号	第 号
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類 (当該一般廃



綿廃ま場合 石一般含る旨 に一般含る旨 の 物有る旨 を 含む。)	一般廃棄物の 処理施設(一 般廃棄物の場 合)は、 最終処分場 にあっては、 一般廃棄物分 の埋立に供さ る場所の埋 立容量)	変更後	変更前
		日( )時間 m3/ t/日 ( )時間 m3/ t/時 時間 間面積 m2埋立容量 m3	日( )時間 m3/ t/日 ( )時間 m3/ t/時 時間 間面積 m2埋立容量 m3
		△一般廃棄物の位置、構造等の設備に関する計画	
		△一般廃棄物の維持管理に関する計画	
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	

綿廃ま場合 石一般含る旨 に一般含る旨 の 物有る旨 を 含む。)	一般廃棄物の 処理施設(一 般廃棄物の場 合)は、 最終処分場 にあっては、 一般廃棄物分 の埋立に供さ る場所の埋 立容量)	変更後	変更前
		日( )時間 m3/ t/日 ( )時間 m3/ t/時 時間 間面積 m2埋立容量 m3	日( )時間 m3/ t/日 ( )時間 m3/ t/時 時間 間面積 m2埋立容量 m3
		△一般廃棄物の位置、構造等の設備に関する計画	
		△一般廃棄物の維持管理に関する計画	
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	

※許可の年月日，許可番号	第 年 月 日
※事務処理欄	

注 用紙の大きさは，日本工業規格 A 列 4 とすること。

(第 2 面)

申請者(個人である場合)			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
			住所
(法人である場合)			
	(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号チに規定する未成年者である場合)			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
			住所

※許可の年月日，許可番号	第 年 月 日
※事務処理欄	

注 用紙の大きさは，日本工業規格 A 列 4 とすること。

(第 2 面)

申請者(個人である場合)			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
			住所
(法人である場合)			
	(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号チに規定する未成年者である場合)			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
			住所


法第7条第5項第4号りに規定する役員(申請者が法人である場合)

	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所


法第7条第5項第4号りに規定する役員(申請者が法人である場合)

	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所


(第3面)


(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

	発行済株式の総数	株		出資の額	
		生年月日	保有する株式の数又は出資の金額		本籍
			割合		住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

	発行済株式の総数	株		出資の額	
		生年月日	保有する株式の数又は出資の金額		本籍
			割合		住所


政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所


政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所


備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎処理施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
- 5 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付


備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎処理施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
- 5 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める総理府令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付

すること。  
 6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※手数料欄

様式第8号(第2条関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書 平成 年 月 日 広島県知事 様 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 届出者 郵便番号 住所 印 電話番号 一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
一般廃棄物処理施設の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	年 月 日 第 号
変更の内容	△軽微な変更
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて

すること。  
 6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※手数料欄

様式第6号(第2条関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書 平成 年 月 日 広島県知事 様 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 届出者 郵便番号 住所 印 電話番号 一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(法第9条の3第10項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
一般廃棄物処理施設の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	年 月 日 第 号
変更の内容	△軽微な変更
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて

は、その代表者の氏名の変更		
△省令第5条の4(第5条の9において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)		
省令第5条の4第6号に掲げる事項		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
廃止若しくは休止又は再開の理由		
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日
※事務処理欄		
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 △欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙		

は、その代表者の氏名の変更		
△省令第5条の4(第5条の9において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)		
省令第5条の4第6号に掲げる事項		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
廃止若しくは休止又は再開の理由		
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日
※事務処理欄		
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 △欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙		



を添付すること。

3 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

**様式第9号**(第2条関係)

(表)

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書 平成 年 月 日 広島県知事 様	
届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項(法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
施設の廃止までの間の管理 予定者及びその連絡先	郵便番号 住所 氏名 電話番号
設置場所	
許可の年月日及び許可番号 又は届出の年月日	第 年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深	面積 埋立ての

を添付すること。

3 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

**様式第7号**(第2条関係)

(表)

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書 平成 年 月 日 広島県知事 様	
届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項(法第9条の3第10項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
施設の廃止までの間の管理 予定者及びその連絡先	郵便番号 住所 氏名 電話番号
設置場所	
許可の年月日及び許可番号 又は届出の年月日	第 年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深	面積 埋立ての

さ及び覆土の厚さ	深さ	覆土の厚さ	m <sup>2</sup>
	m	m	
※事務処理欄			

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

(裏)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立て廃棄物の種類(当該一般廃棄物に有る場合、その内容を記す。)、数量及び性状	種類	数量(m3)	性状
備考 ※の欄は記入しないこと。			

さ及び覆土の厚さ	深さ	覆土の厚さ	m <sup>2</sup>
	m	m	
※事務処理欄			

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

(裏)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立て廃棄物の種類(当該一般廃棄物に有る場合、その内容を記す。)、数量及び性状	種類	数量(m3)	性状
備考 ※の欄は記入しないこと。			

様式第 10 号(第 2 条関係)

(表)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書 平成 年 月 日 広島県知事様		
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の 氏名) 電話番号		
<p> <u>廃棄物の処理及び清掃に</u> <u>第 9 条第 5 項(同法第 9 条の 3</u>  <u>に関する法律</u> <u>第 11 項において準用する場</u>  <u>合を含む。)</u>  <u>第 9 条の 2 の 3 第 2 項</u>  <u>の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた</u>  <u>いので、関係書類及び図面を添えて申請します。</u> </p>		
設置の場所		
許可の年月日及び許可番号又は届出年月日	年 月 日 第 号	
埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)及び数量	種類	数量(m3)

様式第 8 号(第 2 条関係)

(表)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書 平成 年 月 日 広島県知事様		
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の 氏名) 電話番号		
<p> <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 5 項(法第 9</u>  <u>条の 3 第 10 項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、  <u>一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書</u>  <u>類及び図面を添えて申請します。</u> </p>		
設置の場所		
許可の年月日及び許可番号又は届出年月日	年 月 日 第 号	
埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)及び数量	種類	数量(m3)

埋立地の面積及び埋立ての深さ	
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立処分終了年月日	年 月 日
※事務処理欄	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

(裏)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地	

埋立地の面積及び埋立ての深さ	
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立処分終了年月日	年 月 日
※事務処理欄	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

(裏)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地	

埋立地の覆いの概要	
※事務処理欄	
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「最終処分基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。 3 保有水等とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。 4 覆いとは、最終処分基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。	

様式第11号(第2条関係)

欠格要件に係る届出書

平成 年 月 日

広島県知事 様

届出者

住所

氏名

(法人にあっては事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第9条第6項  
第14条の2第3項において  
第14条の5第3項において  
第15条の2の6第3項にお

埋立地の覆いの概要	
※事務処理欄	
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和50年総理府・厚生省令第1号。以下「最終処分基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。 3 保有水等とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。 4 覆いとは、最終処分基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。	

様式第9号(第2条関係)

欠格要件に係る届出書

平成 年 月 日

広島県知事 様

届出者

住所

氏名

(法人にあっては事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第9条第6項  
第14条の2第3項において  
第14条の5第3項において  
第15条の2の5第3項にお

準用する同法第 7 条の 2 第 4 項  
 準用する同法第 7 条の 2 第 4 項  
 いて準用する同法第 9 条第 6 項

の規定により、次のとおり届け出ます。

※	一般廃棄物 処理施設 産業廃棄物 処理施設	の設置の場 所	
※	一般廃棄物 処理施設 産業廃棄物 処理施設	の種類	
許可の年月日及び許可番号			年 月 日 第 号
欠格要件の区分及び当該欠格要件に該当するに至った具体的事由			
欠格要件に該当するに至った年月日			年 平 成 日 月

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 ※欄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 3 項において準用する同法第 7 条の 2 第 4 項の規定又は同法第 14 条の 5 第 3 項において準用する同法第 7 条の 2 第 4 項の規定により届け出るときは、記入しないこと。

準用する同法第 7 条の 2 第 4 項  
 準用する同法第 7 条の 2 第 4 項  
 いて準用する同法第 9 条第 6 項

の規定により、次のとおり届け出ます。

※	一般廃棄物 処理施設 産業廃棄物 処理施設	の設置の場 所	
※	一般廃棄物 処理施設 産業廃棄物 処理施設	の種類	
許可の年月日及び許可番号			年 月 日 第 号
欠格要件の区分及び当該欠格要件に該当するに至った具体的事由			
欠格要件に該当するに至った年月日			年 平 成 日 月

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 ※欄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 3 項において準用する同法第 7 条の 2 第 4 項の規定又は同法第 14 条の 5 第 3 項において準用する同法第 7 条の 2 第 4 項の規定により届け出るときは、記入しないこと。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 12 号(第 2 条関係)

(表面)

<u>一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請書</u> <u>平成 年 月 日</u> <u>広島県知事 様</u>	
<u>申請者</u> <u>住所</u> <u>氏名</u> <small>(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</small> <u>電話番号</u>	
<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 2 の 4 第 1 項</u> <u>の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を</u> <u>受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</u>	
<u>熱回収施設の設置場所</u>	
<u>※認定の年月日</u>	<u>年 月 日</u>
<u>※認定番号</u>	
<u>熱回収に必要な設備に関する事項</u>	<u>設備の種類及びその設備の能力</u>
	<u>△設備の位置、構造等の設置に関する計画</u>
	<u>△設備の維持管理に関する計画</u>
<u>熱回収の内容に関</u>	<u>熱回収施設にお</u>

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

する計画	<u>いて処分する一般廃棄物の種類</u>	
	<u>熱回収の方法</u>	
	<u>熱回収率</u>	<u>%</u>
<u>許可の年月日及び許可番号</u>	<u>年 月 日 第</u>	<u>号</u>
<u>※事務処理欄</u>		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

(裏面)

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
  - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
  - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、



熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。

5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。

6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

※手数料欄

様式第13号(第2条関係)

一般廃棄物熱回収施設設置者認定証  
平成 年 月 日

住所  
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

厚生環境事務所長 印

認定の年月日	年 月 日
認定の有効年月日	年 月 日
認定番号	
熱回収施設の設置場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	

熱回収率	%
留意事項	<p>1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。</p> <p>2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休止し、若しくは廃止し、若しくは休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。</p>

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

様式第14号(第2条関係)

一般廃棄物熱回収施設休廃止等届出書	
平成 年 月 日	
広島県知事 様	
届出者 住所 氏名	
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
熱回収施設を休止し、又は廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
熱回収施設の設置場所	
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理由

<u>なったとき</u>		<u>年 月 日</u>
<u>廃止し、休止し、又は再開したとき</u>		<u>理由</u> <u>(廃止・休止・再開の別)</u>
		<u>年 月 日</u>
<u>熱回収に必要な設備を変更したとき</u>	<u>△変更の内容</u>	
	<u>理由</u>	
	<u>年月日</u>	<u>年 月 日</u>
<u>※事務処理欄</u>		
<u>備考</u> <u>1 ※欄は記入しないこと。</u> <u>2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</u> <u>3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。</u>		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 15 号(第 2 条関係)

<u>一般廃棄物熱回収報告書</u>	
<u>広島県知事 様</u>	<u>平成 年 月 日</u>
	<u>報告者</u> <u>住所</u>

氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の 11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。	
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
年4月1日から 年3月31日までの年 間の熱回収率	%
備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5条の5の5第1項第4号への算式により算定した熱回収率を記載する こと。	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

様式第16号(第2条関係)

(表)

一般廃棄物処理施設設置届出書 平成 年 月 日 広島県知事様	申請者 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の 氏名) 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規 定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設
--------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

様式第10号(第2条関係)

(表)

一般廃棄物処理施設設置届出書 平成 年 月 日 広島県知事様	申請者 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の 氏名) 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規 定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設
--------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
※届出年月日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)		m3 / 日 ( )時間 t / 日 ( ) 時間 m3 / 時間 t / 時間 面 積 m2 埋 立 容 量 m3
△ 一般廃棄物処理施設の位	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方	

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
※届出年月日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)		m3 / 日 ( )時間 t / 日 ( ) 時間 m3 / 時間 t / 時間 面 積 m2 埋 立 容 量 m3
△ 一般廃棄物処理施設の位	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方	

一般廃棄物処理施設の構造及び設備		
処理に伴い生じる排ガス及び排水	量	
	処理方法(排出の方法(排出の位置, 排出先等を含む。))を含む。	
設計計算上達成することができる排ガス中の大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量及びばい煙濃度並びにダイオキシン類の濃度, 放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

(裏)

△ 一般廃棄物処理施設の維持管理に係る事項	排ガスの性状, 放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	

一般廃棄物処理施設の構造及び設備		
処理に伴い生じる排ガス及び排水	量	
	処理方法(排出の方法(排出の位置, 排出先等を含む。))を含む。	
設計計算上達成することができる排ガス中の大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量及びばい煙濃度並びにダイオキシン類の濃度, 放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

(裏)

△ 一般廃棄物処理施設の維持管理に係る事項	排ガスの性状, 放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	

△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生じる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区分	家 処 自 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区分	家 処 自 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎処理施設等の別を括弧書きすること。 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。) 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該設備の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生じる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区分	家 処 自 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区分	家 処 自 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎処理施設等の別を括弧書きすること。 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。) 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該設備の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

様式第 17 号(第 2 条関係)

(表)

一般廃棄物処理施設変更届出書 平成 年 月 日 広島県知事様	
届出者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の 氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 8 項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
届出年月日	年 月 日
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨

様式第 11 号(第 2 条関係)

(表)

一般廃棄物処理施設変更届出書 平成 年 月 日 広島県知事様	
届出者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の 氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 7 項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
届出年月日	年 月 日
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨



一般廃棄物の処理施設(一般廃棄物の最終処分場)である場合には、一般廃棄物の埋立に供する場所の埋立容量(埋立面積及び埋立時間)	変更後	変更前
	日( )時間 m3/ t/日 ( )時間 m3/時間 t/時 間 面積 m2 埋立容量 m3	日( )時間 m3/ t/日 ( )時間 m3/時間 t/時 間 面積 m2 埋立容量 m3
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設備に関する計画	
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由		
着工予定年月日	平成 年 月 日	
使用開始予定年月日	平成 年 月 日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

(裏)

※事務処理欄

一般廃棄物の処理施設(一般廃棄物の最終処分場)である場合には、一般廃棄物の埋立に供する場所の埋立容量(埋立面積及び埋立時間)	変更後	変更前
	日( )時間 m3/ t/日 ( )時間 m3/時間 t/時 間 面積 m2 埋立容量 m3	日( )時間 m3/ t/日 ( )時間 m3/時間 t/時 間 面積 m2 埋立容量 m3
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設備に関する計画	
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由		
着工予定年月日	平成 年 月 日	
使用開始予定年月日	平成 年 月 日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

(裏)

※事務処理欄

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕処理施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

様式第18号(第2条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設	譲受け 借受け	許可申 請書
広島県知事 様	平成 年 月 日	

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕処理施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める総理府令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

様式第12号(第2条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設	譲受け 借受け	許可申 請書
広島県知事 様	平成 年 月 日	

申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設		
の	譲受け 借受け	の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
譲受け又は借受けの相手方の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号		第      年      月      日
※譲受け等の許可の年月日		
※事務処理欄		

注1 不要の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

(第2面)

申請者(個人である場合)

申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設		
の	譲受け 借受け	の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
譲受け又は借受けの相手方の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号		第      年      月      日
※譲受け等の許可の年月日		
※事務処理欄		

注1 不要の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

(第2面)

申請者(個人である場合)

			住所
	(法人である場合)		
	(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
			住所
法第7条第5項第4号リに規定する役員(申請者が法人である場合)			
	(ふりがな)	生年月日	本籍

			住所
	(法人である場合)		
	(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
			住所
法第7条第5項第4号リに規定する役員(申請者が法人である場合)			
	(ふりがな)	生年月日	本籍



(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	株		出資の額	
	(ふりがな)氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍
			割合	住所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	株		出資の額	
	(ふりがな)氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍
			割合	住所


政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所

備考  
1 ※欄は記入しないこと。


政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所

備考  
1 ※欄は記入しないこと。

2 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する  
 使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載  
 することとし、記載しきれないときは、この様式の例により  
 作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※手数料欄

様式第19号(第2条関係)

(第1面)

合併・分割認可申請書 平成 年 月 日 広島県知事 様	
申請者 名称 住所 代表者の氏名 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規 定により、合併又は分割について認可を受けたいので、関係 書類を添えて申請します。	
1 一般廃棄物処理施設の 設置の場所	
2 一般廃棄物処理施設の 種類	
3 許可の年月日及び許可 番号	第 年 月 日 第 号
4 合併後存続する法人若 しくは合併によって設立さ れる法人又は分割により当 該産業廃棄物処理施設を承 継する法人の名称及び住所 並びに代表者の氏名	

2 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する  
 使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載  
 することとし、記載しきれないときは、この様式の例により  
 作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※手数料欄

様式第13号(第2条関係)

(第1面)

合併・分割認可申請書 平成 年 月 日 広島県知事 様	
申請者 名称 住所 代表者の氏名 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規 定により、合併又は分割について認可を受けたいので、関係 書類を添えて申請します。	
1 一般廃棄物処理施設の 設置の場所	
2 一般廃棄物処理施設の 種類	
3 許可の年月日及び許可 番号	第 年 月 日 第 号
4 合併後存続する法人若 しくは合併によって設立さ れる法人又は分割により当 該産業廃棄物処理施設を承 継する法人の名称及び住所 並びに代表者の氏名	



5 合併又は分割の方法及び条件	
6 合併又は分割の理由	
7 合併又は分割の時期	
※認可の年月日	
※認可番号	
※事務処理欄	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

(第 2 面)

8 申請者			
	(ふりがな) 名称	住所	
9 法第 7 条第 5 項第 4 号りに規定する役員(申請者が法人である場合)			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所

5 合併又は分割の方法及び条件	
6 合併又は分割の理由	
7 合併又は分割の時期	
※認可の年月日	
※認可番号	
※事務処理欄	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

(第 2 面)

8 申請者			
	(ふりがな) 名称	住所	
9 法第 7 条第 5 項第 4 号りに規定する役員(申請者が法人である場合)			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所


10 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)


10 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行株式の総数	株		出資の額			
	(ふりがな)氏名又は名称	生年月日			保有する株式の数又は出資の金額	本籍
					割合	住所

(第3面)

発行株式の総数	株		出資の額			
	(ふりがな)氏名又は名称	生年月日			保有する株式の数又は出資の金額	本籍
					割合	住所

(第3面)

11 政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所

12 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人において、法第7条第5項第4号りに規定する役員となる者

	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所

11 政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所

12 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人において、法第7条第5項第4号りに規定する役員となる者

	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所




(第4面)


(第4面)

13 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となるもの

	発行済株式の総数	株		出資の額	
		生年月日	保有する株式の数又は出資の金額		本籍
			割合		住所

13 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となるもの

	発行済株式の総数	株		出資の額	
		生年月日	保有する株式の数又は出資の金額		本籍
			割合		住所


14 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人において、政令第4条の7に規定する使用人となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所


14 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人において、政令第4条の7に規定する使用人となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所


備考  
 1 ※欄は記入しないこと。  
 2 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。  
 3 9～14の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※手数料欄

様式第 20 号(第 2 条関係)

(表)

相続届出書	平成 年 月 日
様	
広島県知事	


備考  
 1 ※欄は記入しないこと。  
 2 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。  
 3 9～14の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※手数料欄

様式第 14 号(第 2 条関係)

(表)

相続届出書	平成 年 月 日
様	
広島県知事	



届出者 住所 印 氏名 電話番号	
一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	
被相続人との続き柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	第 年 月 日 号
相続の開始の日	
※事務処理欄	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

(裏)

相続人		
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	本籍
		住所

届出者 住所 印 氏名 電話番号	
一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	
被相続人との続き柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	第 年 月 日 号
相続の開始の日	
※事務処理欄	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

(裏)

相続人		
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	本籍
		住所

法定代理人(相続人が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
			住所
政令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所

法定代理人(相続人が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
			住所
政令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所


備考  
 1 ※欄は記入しないこと。  
 2 「相続人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。  
 3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。

**様式第21号**(第2条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

届出者

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律**第15条の2の5**の規定により、関係書類を添えて届け出ます。


備考  
 1 ※欄は記入しないこと。  
 2 「相続人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。  
 3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。

**様式第15号**(第2条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

届出者

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律**第15条の2の4**の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む)	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力(最終処分場である場合にあっては、場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の容量)	
産業廃棄物処理施設に係る許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)ごとの処理量の見込み	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理開始予定日	平成 年 月 日
※事務処理欄	
備考 1 ※の欄は記入しないこと。	

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む)	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力(最終処分場である場合にあっては、場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の容量)	
産業廃棄物処理施設に係る許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)ごとの処理量の見込み	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理開始予定日	平成 年 月 日
※事務処理欄	
備考 1 ※の欄は記入しないこと。	

2 届出は、当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに提出すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

様式第22号(第2条関係)

受理書

第 号  
平成 年 月 日

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

広島県知事 印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の届出を受理しました。

受理年月日	平成 年 月 日
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である)	

2 届出は、当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに提出すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

様式第16号(第2条関係)

受理書

第 号  
平成 年 月 日

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

広島県知事 印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の届出を受理しました。

受理年月日	平成 年 月 日
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である)	

場合によっては、石綿含有一般廃棄物を処理する旨)	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設に係る許可に付された条件	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

**様式第 23 号**(第 2 条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る廃止等届出書

平成 年 月 日

広島県知事 様

届出者

	住所 氏名
--	----------

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

平成 年 月 日付け第 号で受理された産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の届出に係る事業の廃止等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則**第 12 条の 7 の 17 第 5 項**の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

場合によっては、石綿含有一般廃棄物を処理する旨)	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設に係る許可に付された条件	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

**様式第 17 号**(第 2 条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る廃止等届出書

平成 年 月 日

広島県知事 様

届出者

	住所 氏名
--	----------

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

平成 年 月 日付け第 号で受理された産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の届出に係る事業の廃止等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則**第 12 条の 7 の 7 第 5 項**の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

区分	1 一般廃棄物の処理の事業の廃止 2 産業廃棄物処理施設の種類の変更 3 処理する産業廃棄物の種類の変更(変更後の産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)	
内容	新	旧
廃止等の理由		
備考 1 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。 2 届出は、廃止等の日から10日以内に提出すること。		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 24 号(第 2 条、第 16 条関係)

<u>廃棄物処理施設設置許可証</u>	<u>書換え</u>	<u>交付申請書</u>
	再	

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者  
住所

区分	1 一般廃棄物の処理の事業の廃止 2 産業廃棄物処理施設の種類の変更 3 処理する産業廃棄物の種類の変更(変更後の産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)	
内容	新	旧
廃止等の理由		
備考 1 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。 2 届出は、廃止等の日から10日以内に提出すること。		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 18 号(第 2 条、第 16 条関係)

<u>一般廃棄物</u>	<u>処理施設設置許可証</u>	<u>書換え</u>	<u>交付申請書</u>
<u>産業廃棄物</u>		再	

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者  
住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則		第2条第24項 第16条第1項	の規定により、	一般廃棄産業廃棄
物物	処理設置許可証の	書換え再	交付について、次のとおり申請します。	
許可年月日		平成	年	月 日
許可番号				
施設の種類				
設置場所				
申請の理由				
備考				

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 許可証の記載事項に変更があつた場合には、備考欄に変更年月日及び変更の内容を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則		第2条第18項 第16条第1項	の規定により、	一般廃棄産業廃棄
物物	処理設置許可証の	書換え再	交付について、次のとおり申請します。	
許可年月日		平成	年	月 日
許可番号				
施設の種類				
設置場所				
申請の理由				
備考				

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 許可証の記載事項に変更があつた場合には、備考欄に変更年月日及び変更の内容を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。



様式第 25 号(第 2 条, 第 17 条の 2 関係)

<u>熱回収施設設置者認定証</u>	<u>書換え</u>	<u>交付申請書</u>
	<u>再</u>	

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者

住所

氏名

(法人にあつては, 主たる事務所の所在地, 名称及び代表者の氏名)

電話番号

<u>廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行細則</u>		<u>第 2 条第 27 項 第 17 条の 2 第 1 項</u>	<u>の規 定に よ り,</u>	<u>一 般 廃 棄 産 業 廃 棄</u>
<u>物 物</u>	<u>熱 回 収 施 設 設 置 者 認 定 証 の</u>	<u>書 換 え 再</u>	<u>交付について, 次のとおり申 請します。</u>	
<u>認定年月日</u>		<u>平成 年 月 日</u>		
<u>認定番号</u>				
<u>設置場所</u>				
<u>申請の理由</u>				
<u>備考</u>				

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 認定証の記載事項に変更があった場合には、備考欄に変更年月日及び変更の内容を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 26 号(第 5 条、第 6 条関係)

	産業廃棄物処理業 特別管理 産業廃棄物処理業	許可証	書換え 再	交付申請 書
--	------------------------------	-----	----------	-----------

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	第 5 条	第 1 項 の	産業特別
----------------------	-------	---------	------

様式第 19 号(第 5 条、第 6 条関係)

	産業廃棄物処理業 許可証 特別管理 産業廃棄物処理業 許可証	の	書換え 再	交付申請 書
--	--------------------------------------------	---	----------	-----------

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	第 5 条	第 1 項 の	産業特別
----------------------	-------	---------	------

		第 6 条	規 定 に よ り,	
廃棄物処理業許可証管理産業廃棄物処理業許可証	の	書換え再	交付について、次のとおり申請します。	
許可年月日	平成 年 月 日			
許可番号	第 号			
営				

		第 6 条	規 定 に よ り,	
廃棄物処理業許可証管理産業廃棄物処理業許可証	の	書換え再	交付について、次のとおり申請します。	
許可年月日	平成 年 月 日			
許可番号	第 号			
営				

業の種別	
申請の理由	
備考	

- 注 1 不用の文字は、消すこと。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 27 号(第 10 条関係)

再生利用業個別指定申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 10 条第 1 項の規定により、産業廃棄物の再生利用業の個別の指定について、次

業の種別	
申請の理由	
備考	

- 注 1 不用の文字は、消すこと。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 20 号(第 10 条関係)

再生利用業個別指定申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 10 条第 1 項の規定により、産業廃棄物の再生利用業の個別の指定について、次

のとおり申請します。

事業の範囲	営業の種別			
	営業の種別 ごとの取 扱産業廃 棄物の種 類及び再 生利用方 法	再生輸送		
		再生活用		
再生利用の目的				
事業の用に供する施設の種類の等及び取引関係		別紙のとおり		
事務所の所在地				
事業場の所在地				
事業開始予定年月日		平成 年 月 日		

注 1 「営業の種別」の欄には、再生輸送又は再生活用の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

別紙

1 再生輸送を業として行う場合

のとおり申請します。

事業の範囲	営業の種別			
	営業の種別 ごとの取 扱産業廃 棄物の種 類及び再 生利用方 法	再生輸送		
		再生活用		
再生利用の目的				
事業の用に供する施設の種類の等及び取引関係		別紙のとおり		
事務所の所在地				
事業場の所在地				
事業開始予定年月日		平成 年 月 日		

注 1 「営業の種別」の欄には、再生輸送又は再生活用の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

別紙

1 再生輸送を業として行う場合

運搬車・運搬船・運搬容器その他の運搬施設	運搬車	自動車登録番号	車体の形状	最大積載量 (kg)	所有区分
	運搬船	船名	船舶番号	総トン数	所有区分
運搬	種類	構造	形状・寸法	容量	運搬方法

運搬車・運搬船・運搬容器その他の運搬施設	運搬車	自動車登録番号	車体の形状	最大積載量 (kg)	所有区分
	運搬船	船名	船舶番号	総トン数	所有区分
運搬	種類	構造	形状・寸法	容量	運搬方法

その他の運搬施設					
産業廃棄物の飛散及び流出の防止措置					

その他の運搬施設					
産業廃棄物の飛散及び流出の防止措置					

		産業廃棄物の悪臭の漏出の防止措置						
保管施設	施設の種類	保管する産業廃棄物	保管能力		構造			設置場所
			面積(m <sup>2</sup> )	容量(m <sup>3</sup> )	床	側壁	屋根	
	産業廃棄物の							

		産業廃棄物の悪臭の漏出の防止措置						
保管施設	施設の種類	保管する産業廃棄物	保管能力		構造			設置場所
			面積(m <sup>2</sup> )	容量(m <sup>3</sup> )	床	側壁	屋根	
	産業廃棄物の							



飛散及び流出の防止措置	
産業廃棄物の地下浸透の防止措置	
産業廃棄物の悪臭の漏出	

飛散及び流出の防止措置	
産業廃棄物の地下浸透の防止措置	
産業廃棄物の悪臭の漏出	

	の 防 止 措 置					
取 り 扱 う 産 業 廃 棄 物 の 種 類 及 予 定 量 (t/日 は m <sup>3</sup> / 日)						
取 引 関 係	排 出 事 業 者	住 所				
		氏 名				
	再 生 活 用 業 者	住 所				
		氏 名				
		指 定 年 月 日 及 び 指 定 番 号				

	の 防 止 措 置					
取 り 扱 う 産 業 廃 棄 物 の 種 類 及 予 定 量 (t/日 は m <sup>3</sup> / 日)						
取 引 関 係	排 出 事 業 者	住 所				
		氏 名				
	再 生 活 用 業 者	住 所				
		氏 名				
		指 定 年 月 日 及 び 指 定 番 号				

	再生活用の方法					
	再生活用の場所					
	再生活用能力( t / 日又は m <sup>3</sup> / 日 )					
	再生活用に					

	再生活用の方法					
	再生活用の場所					
	再生活用能力( t / 日又は m <sup>3</sup> / 日 )					
	再生活用に					

		より得られる有用物の利用方法																	
		より得られる有用物の利用方法																	

2 再生活用を業として行う場合

再生活用施設	設置場所			
	施設の置伴生活環境の全措置			
	産業廃棄物の飛び及流出の止措			
	周囲の状況			
	施設の種類			

2 再生活用を業として行う場合

再生活用施設	設置場所			
	施設の置伴生活環境の全措置			
	産業廃棄物の飛び及流出の止措			
	周囲の状況			
	施設の種類			

る業 す産 廃棄 物の 種 類 及 予 定 量 (t/日 又 は m <sup>3</sup> / 日)			
再 生 用 方 式			
再 生 用 力 能 (t/日 又 は m <sup>3</sup> / 日)			
構 造 及 設 備 の 概 要			
排 ガ ス 及 粉 じ の 理 方 法			

る業 す産 廃棄 物の 種 類 及 予 定 量 (t/日 又 は m <sup>3</sup> / 日)			
再 生 用 方 式			
再 生 用 力 能 (t/日 又 は m <sup>3</sup> / 日)			
構 造 及 設 備 の 概 要			
排 ガ ス 及 粉 じ の 理 方 法			

排水処理方法									
設備 施設の種類 加計	保管する産業廃棄物	保管能力		構造			設置場所		
		面積(m <sup>2</sup> )	容量(m <sup>3</sup> )	床	側壁	屋根			
	産業廃棄物の飛び出し防止								
産業廃棄物の下透防止									

排水処理方法									
設備 施設の種類 加計	保管する産業廃棄物	保管能力		構造			設置場所		
		面積(m <sup>2</sup> )	容量(m <sup>3</sup> )	床	側壁	屋根			
	産業廃棄物の飛び出し防止								
産業廃棄物の下透防止									

産業廃棄物の臭漏の防止措置				
取引関係	排出事業者	産業廃棄物の種類		
		住所		
		氏名		
再生輸送業者		住所		
		氏名		
		指定年月日及び指定		

産業廃棄物の臭漏の防止措置				
取引関係	排出事業者	産業廃棄物の種類		
		住所		
		氏名		
再生輸送業者		住所		
		氏名		
		指定年月日及び指定		



再生活用により得られる有用物の利用方法	番号			
	運搬の方法			
	有用物の種類			
	有用物の予定量( t / 日又は m <sup>3</sup> / 日)			

再生活用により得られる有用物の利用方法	番号			
	運搬の方法			
	有用物の種類			
	有用物の予定量( t / 日又は m <sup>3</sup> / 日)			

		具体的な利用方法			
施設 完成 年月日					
再生 活用 月	産業 廃棄 物 種類				
	発生 量 (t/日 又は m <sup>3</sup> / 日)				
に 伴 い 発 生 し た 産 業 廃 棄 物 の 処 理 方 法	自 ら 行 う 場 合				
	処 分 の 場 所				
運	氏				

		具体的な利用方法			
施設 完成 年月日					
再生 活用 月	産業 廃棄 物 種類				
	発生 量 (t/日 又は m <sup>3</sup> / 日)				
に 伴 い 発 生 し た 産 業 廃 棄 物 の 処 理 方 法	自 ら 行 う 場 合				
	処 分 の 場 所				
運	氏				

搬を他人に委託する場合の運搬の引受者	名		
	住所		
	許可年月日及び許可番号		
	運搬の方法		
処分の引受者	氏名		
	住所		
	許可年月日及び許可番号		

搬を他人に委託する場合の運搬の引受者	名		
	住所		
	許可年月日及び許可番号		
	運搬の方法		
処分の引受者	氏名		
	住所		
	許可年月日及び許可番号		

号		
処分の方法		
処分の場所		
処分能力( t / 日又は m 3 / 日 )		
処分引受量( t / 日		

号		
処分の方法		
処分の場所		
処分能力( t / 日又は m 3 / 日 )		
処分引受量( t / 日		

		又は m 3 / 日 )		
--	--	--------------------------	--	--

		又は m 3 / 日 )		
--	--	--------------------------	--	--

様式第 28 号(第 10 条関係)

再生利用業個別指定事業範囲の変更申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

様式第 21 号(第 10 条関係)

再生利用業個別指定事業範囲の変更申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第10条第3項の規定により、産業廃棄物の再生利用業の個別指定に係る事業範囲の変更の指定について、次のとおり申請します。

指定年月日及び指定番号			平成 年月 第 号
変更の内容	営業の種類	変更前	
		変更後	
	取り扱う産業廃棄物の種類及び再生利用方法	変更前	
		変更後	
変更の理由			
事業の用に供する施設の種類の種類等及び取引関係			別紙のとおり
事務所の所在地			
事業場の所在地			
変更予定年月日			平成 年月 日

注 1 変更に係る「事業の用に供する施設の種類の種類等及び取引関係」の欄の別紙は、[様式第27号](#)の別紙を用いること。この場合において、変更に係る事業の用に供する施設等について朱書すること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第10条第3項の規定により、産業廃棄物の再生利用業の個別指定に係る事業範囲の変更の指定について、次のとおり申請します。

指定年月日及び指定番号			平成 年月 第 号
変更の内容	営業の種類	変更前	
		変更後	
	取り扱う産業廃棄物の種類及び再生利用方法	変更前	
		変更後	
変更の理由			
事業の用に供する施設の種類の種類等及び取引関係			別紙のとおり
事務所の所在地			
事業場の所在地			
変更予定年月日			平成 年月 日

注 1 変更に係る「事業の用に供する施設の種類の種類等及び取引関係」の欄の別紙は、[様式第4号](#)の別紙を用いること。この場合において、変更に係る事業の用に供する施設等について朱書すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 29 号(第 11 条関係)

再生利用業個別指定証

指令 第 号

		住所 氏名	
		法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則		第 9 条第 2 号第 10 条の 3 第 2 号	の規定により、次
のとおり再生利用業の個別指定をします。			
平成 年 月 日 広島県知事 印			
事業の 範囲	営業の種 別		

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 22 号(第 11 条関係)

再生利用業個別指定証

指令 第 号

		住所 氏名	
		法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則		第 9 条第 2 号第 10 条の 3 第 2 号	の規定により、次
のとおり再生利用業の個別指定をします。			
平成 年 月 日 広島県知事 印			
事業の 範囲	営業の種 別		

	営業の種類ごとの取り扱う産業廃棄物の種類及び再生利用方法	再生輸送	
		再生活用	
取引関係	排出事業者の住所及び氏名		
	再生輸送業者の住所及び氏名		
	再生活用業者の住所及び氏名		
	再生活用により		

	営業の種類ごとの取り扱う産業廃棄物の種類及び再生利用方法	再生輸送	
		再生活用	
取引関係	排出事業者の住所及び氏名		
	再生輸送業者の住所及び氏名		
	再生活用業者の住所及び氏名		
	再生活用により		



得られる有用物の 利用方法	
------------------	--

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

**様式第 30 号**(第 12 条関係)

再生利用業個別指定変更届出書

平成 年 月 日

広島県知事 様

届出者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 12 条第 1 項の規定により、再生利用業個別指定に係る事項の**変更について**、次のとおり届け出ます。

指定年月日及び指定番号	平成 年 月 日 第 号
変更年月日	平成 年 月 日

得られる有用物の 利用方法	
------------------	--

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

**様式第 23 号**(第 12 条関係)

再生利用業個別指定変更届出書

平成 年 月 日

広島県知事 様

届出者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 12 条第 1 項の規定により、再生利用業個別指定に係る事項の**変更について**、次のとおり届け出ます。

指定年月日及び指定番号	平成 年 月 日 第 号
変更年月日	平成 年 月 日

営業の種別		
変更事項		1 住所 2 氏名又は名称 3 事務所及び事業場の所在地 4 再生利用の目的 5 再生利用の方法 6 取引関係
変更の内容	該当番号を○印で囲むこと。	
変更前		
変更後		
変更の理由		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 31 号(第 13 条関係)

再生利用業個別指定廃止届出書

平成 年 月 日

広島県知事 様

届出者  
住所

営業の種別		
変更事項		1 住所 2 氏名又は名称 3 事務所及び事業場の所在地 4 再生利用の目的 5 再生利用の方法 6 取引関係
変更の内容	該当番号を○印で囲むこと。	
変更前		
変更後		
変更の理由		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 24 号(第 13 条関係)

再生利用業個別指定廃止届出書

平成 年 月 日

広島県知事 様

届出者  
住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 13 条の規定により、再生利用業個別指定の廃止について、次のとおり届け出ます。

指定年月日及び指定番号		平成 年 月 日 第 号
廃止年月日		平成 年 月 日
営業の種別		
事業の一部を 廃止した場合	廃止した営業の種別	
	取り扱いを廃止した産業廃棄物の種類	
	廃止した施設及びその設置場所	
廃止の理由		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 32 号(第 14 条関係)

再生利用業個別	書換え	交付申請書
---------	-----	-------

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 13 条の規定により、再生利用業個別指定の廃止について、次のとおり届け出ます。

指定年月日及び指定番号		平成 年 月 日 第 号
廃止年月日		平成 年 月 日
営業の種別		
事業の一部を 廃止した場合	廃止した営業の種別	
	取り扱いを廃止した産業廃棄物の種類	
	廃止した施設及びその設置場所	
廃止の理由		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 25 号(第 14 条関係)

再生利用業個別	書換え	交付申請書
---------	-----	-------

指定証	再	
-----	---	--

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 14 条第 1 項の規定により、再生利用		
業個別指定証の	書換え再	交付について、次のとおり申請します。
指定年月日	平 年 日	成 月
指定番号		
営業の種別		
申請の理由		
備考		

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 指定証の記載事項に変更があった場合には、備考欄に変

指定証	再	
-----	---	--

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 14 条第 1 項の規定により、再生利用		
業個別指定証の	書換え再	交付について、次のとおり申請します。
指定年月日	平 年 日	成 月
指定番号		
営業の種別		
申請の理由		
備考		

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 指定証の記載事項に変更があった場合には、備考欄に変

更年月日及び変更の内容を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 33 号(第 18 条関係)

最終処分場台帳

設置者の氏名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名	
住所 法人にあっては、主たる事務所の所在地	
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	
施設の許可又は届出の年月日	年 月 日
許可番号又は届出受理番号	第 号
設置場所	
施設の種類	一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場(安定型, 管理型, 遮断型)
最終処分場の構	

更年月日及び変更の内容を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 26 号(第 18 条関係)

一般廃棄物 最終処分場台帳  
産業廃棄物

設置者の氏名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名	
住所 法人にあっては、主たる事務所の所在地	
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	
施設の許可又は届出の年月日	年 月 日
許可番号又は届出受理番号	第 号
設置場所	
施設の種類	一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場(安定型, 管理型, 遮断型)
最終処分場の構	

造		
埋立地の面積		
埋立ての深さ及び覆土の厚さ		
埋立処分の方法		
埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)及び量		
埋め立てた廃棄物の性状に関し特に注意すべき事項		
埋立時期	昭和 平成	年 平成 月 日 月 年
閉鎖までの廃棄物の管理方法		
施設が廃止された場合にあつては、廃止の確認年月日	平成 年 月 日	
廃止の確認が行われた時点に最も近い時点に行		

造		
埋立地の面積		
埋立ての深さ及び覆土の厚さ		
埋立処分の方法		
埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)及び量		
埋め立てた廃棄物の性状に関し特に注意すべき事項		
埋立時期	昭和 平成	年 平成 月 日 月 年
閉鎖までの廃棄物の管理方法		
施設が廃止された場合にあつては、廃止の確認年月日	平成 年 月 日	
廃止の確認が行われた時点に最も近い時点に行		

われた水質検査の結果	
------------	--

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 34 号(第 19 条関係)

最終処分場台帳閲覧請求書
--------------

平成 年 月 日

広島県知事 様

請求者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 11 第 3 項の規定により、	一般廃棄物 産業廃棄物
最終処分場の台帳の閲覧について、次のとおり請求します。	
最終処分場の設置場所	
設置者の住所	

われた水質検査の結果	
------------	--

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 27 号(第 19 条関係)

一般廃棄物	最終処分場台帳閲覧請求書
産業廃棄物	

平成 年 月 日

広島県知事 様

請求者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 11 第 3 項の規定により、	一般廃棄物 産業廃棄物
最終処分場の台帳の閲覧について、次のとおり請求します。	
最終処分場の設置場所	
設置者の住所	

	法人にあっては、主たる事務所の所在地		
設置者の氏名			
	法人にあっては、名称及び代表者の氏名		
請求の理由又は利用目的			

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

**様式第 35 号**(第 20 条関係)

廃棄物再生事業者登録申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 20 条の 2 第 1 項の規定により、廃棄物再生事業者の登録について、次のとおり申請しま

	法人にあっては、主たる事務所の所在地		
設置者の氏名			
	法人にあっては、名称及び代表者の氏名		
請求の理由又は利用目的			

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

**様式第 28 号**(第 20 条関係)

廃棄物再生事業者登録申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 20 条の 2 第 1 項の規定により、廃棄物再生事業者の登録について、次のとおり申請しま



す。

事務所の所在地		
事業場の名称		
事業場の所在地		
廃棄物の再生に係る事業内容		
供する施設 事業の用に	種類	
	数量	
	構造設備の概要	
経理的基礎に関する資料		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 36 号(第 21 条関係)

廃棄物再生事業者登録証明書

指令 第 号

住所  
氏名

法人にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者  
の氏名

す。

事務所の所在地		
事業場の名称		
事業場の所在地		
廃棄物の再生に係る事業内容		
供する施設 事業の用に	種類	
	数量	
	構造設備の概要	
経理的基礎に関する資料		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 29 号(第 21 条関係)

廃棄物再生事業者登録証明書

指令 第 号

住所  
氏名

法人にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者  
の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 20 条の 2 第 1 項 の規定により、次のとおり廃棄物再生事業者の登録をします。	
平成 年 月 日 広島県知事 印	
登録番号	
登録年月日	平成 年 月 日
事業場の名称	
事業場の所在地	
廃棄物の再生に係る事業内容	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

**様式第 37 号**(第 22 条関係)

廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

平成 年 月 日

広島県知事 様

届出者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 20 条の規定に

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 20 条の 2 第 1 項 の規定により、次のとおり廃棄物再生事業者の登録をします。	
平成 年 月 日 広島県知事 印	
登録番号	
登録年月日	平成 年 月 日
事業場の名称	
事業場の所在地	
廃棄物の再生に係る事業内容	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

**様式第 30 号**(第 22 条関係)

廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

平成 年 月 日

広島県知事 様

届出者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 20 条の規定に

より、廃棄物再生事業者の登録事項の変更について、次のとおり届け出ます。

登録番号		
登録年月日		平年 成月 日
変更年月日		平年 成月 日
変更事項		1 住所(法人にあっては、所在地) 2 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 3 事務所の所在地 4 事業場の所在地 5 廃棄物の再生に係る事業の内容 6 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要
	該当番号を○印で囲むこと。	
変更の内	変更前	

より、廃棄物再生事業者の登録事項の変更について、次のとおり届け出ます。

登録番号		
登録年月日		平年 成月 日
変更年月日		平年 成月 日
変更事項		1 住所(法人にあっては、所在地) 2 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 3 事務所の所在地 4 事業場の所在地 5 廃棄物の再生に係る事業の内容 6 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要
	該当番号を○印で囲むこと。	
変更の内	変更前	

容	変更後	
変更の理由		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 38 号(第 23 条関係)

廃棄物再生事業場	廃止 休止 再開	届出書
----------	----------------	-----

平成 年 月 日

広島県知事 様

届出者

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 21 条の規定により、廃棄物再生事業場

の	廃止 休止 再開	について、次のとおり届け出ます。
登録番号		
登録年月日		平成

容	変更後	
変更の理由		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 31 号(第 23 条関係)

廃棄物再生事業場	廃止 休止 再開	届出書
----------	----------------	-----

平成 年 月 日

広島県知事 様

届出者

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 21 条の規定により、廃棄物再生事業場

の	廃止 休止 再開	について、次のとおり届け出ます。
登録番号		
登録年月日		平成

	年 日	月
事業場の名称		
事業場の所在地		
廃止若しくは休止又は再開の年月日	平 年 月 日	成
廃止若しくは休止又は再開の理由		

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 39 号(第 24 条関係)

廃棄物再生事業 者登録証明書	書換え	交付申請書
	再	

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 24 条の規定

	年 日	月
事業場の名称		
事業場の所在地		
廃止若しくは休止又は再開の年月日	平 年 月 日	成
廃止若しくは休止又は再開の理由		

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 32 号(第 24 条関係)

廃棄物再生事業 者登録証明書	書換え	交付申請書
	再	

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 24 条の規定

により，廃棄物再生事業者

登録証 明書の	書換え 再	交付について，次のとおり申 請します。
登録番号		
登録年月日		平 年 成 日 月
申請の理由		
備考		

注 1 不用の文字は，消すこと。

2 登録証明書の記載事項に変更があった場合には，備考欄  
に変更年月日及び変更の内容を記載すること。

3 用紙の大きさは，日本工業規格 A 列 4 とすること。

により，廃棄物再生事業者

登録証 明書の	書換え 再	交付について，次のとおり申 請します。
登録番号		
登録年月日		平 年 成 日 月
申請の理由		
備考		

注 1 不用の文字は，消すこと。

2 登録証明書の記載事項に変更があった場合には，備考欄  
に変更年月日及び変更の内容を記載すること。

3 用紙の大きさは，日本工業規格 A 列 4 とすること。